

坂井市環境基本条例の一部を改正する条例(案)に伴う パブリックコメントの概要について

1. 背景

本市の環境基本条例は、平成 18 年に制定され、地域の環境保全に関する基本的な方向性を示してきました。しかし、制定から約 20 年が経過する中で、地球温暖化の進行やプラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模で深刻化しており、私たちの暮らしや地域社会にも大きな影響を及ぼしています。

こうした状況の中、坂井市内では市民や団体、企業による環境保全活動が主体的に広がってきています。地域社会にとって価値あるこれらの取り組みが進展する中、持続可能な社会の実現に向けた仕組みづくりが求められています。

また、国や県においても脱炭素社会の実現や循環型社会の構築に向けた施策が強化されており、本市としてもこれらの動きに対応する必要があります。

2. 課題

現行条例は環境保全の基本的な方向性を示してきましたが、近年の新たな課題に対応するためには、さらなる充実が求められています。特に、プラスチックごみ削減や資源循環の推進、地域全体での清掃活動など、具体的な行動を促す仕組みの強化が必要です。

3. 改正の目的

本改正では、市が市民や事業者の主体的な取り組みを支援し、連携を促進することで、地域ぐるみの環境保全を推進します。あわせて、持続可能な社会の実現に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働し、地域全体で環境保全を進める体制を強化することを目的としています。

4. 改正内容

- ① 教育・広報活動を通じて 5R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア)を推進することを明記
- ② プラスチック製品の使用抑制、代替素材の普及、分別回収、再資源化に関する

る取り組みを明記

- ③ 学校・地域・職場と連携し、市民の環境意識を高めるため、教育・学習に努めることを明記
- ④ 環境美化意識向上と実践促進のため、6月を環境月間に定めることを明記
- ⑤ 環境月間に清掃活動日を設定し、市民と協働して取り組む仕組みを明記

5. 期待効果

本改正により、地域全体で環境保全に取り組む意識と行動が高まり、プラスチックごみの削減や資源循環の推進が進展することが期待されます。

さらに、市民参加型の清掃活動を通じて、環境美化と地域コミュニティの活性化が図られ、環境にやさしい暮らしが日常となる地域社会の実現に向けて前進することが期待されます。

これらの取り組みにより、持続可能な社会の構築に向けた基盤が強化され、次世代に誇れる豊かな環境を守り育てることにつながります。

6. 施行期日

令和8年4月1日施行を目指して、本条例に係る議案について、令和8年3月議会定例市議会への提出を目指します。